

# 鳥取大学体育会弓道部規則（新規則）

## 総 則

第一条 この部は、鳥取大学体育会弓道部と称する。

第二条 この部は、鳥取市湖山町南四丁目一〇一 鳥取大学内に置く。

第三条 この部の目的は、弓道を通じて真善美を追求するとともに、部員相互の親睦を深め、人格形成に努力することを旨とする。

## 行事及び事業

第四条 この部は、前第三条の目的を達するために次の行事及び事業を行う。

- 一 不断の稽古、合宿、強化練習及び寒稽古
- 二 弓道に関する調査及び研究
- 三 各種団体の主催する大会への選手派遣
- 四 年、数回の部内競射会
- 五 この部の記録保存及び年一回の文集「矢心」の発刊
- 六 年、数回の「霞会」の開催
- 七 その他この部の目的達成に必要なと認められる事項

## 組 織

## 第五 条

この部は、部員と準部員をもって構成する。

- 2 部員は、本学学部学生とし、次のように区分する。
  - 一 甲種部員（入学から三年次の幹部退任までの者）
  - 二 乙種部員（幹部退任から四年次終了までの者）

3 準部員は、次に掲げるものとする。

- 一 本学大学院生
  - 二 五年次以上の学生（入学後四年をこえて在籍する者）
  - 三 本学教職員
  - 四 その他適当と認められる者
- 第六条 この部に、指導部を置き、次の役員をもって充てる。

- 一 顧問 一名
- 二 副顧問 一名
- 三 名誉顧問 一名
- 四 師範 一名
- 五 師範代 一名
- 六 名誉師範 一名
- 七 監督 一名

2 顧問は、部を総括し、部の運営に適切な助言を与え、指導を行う。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

4 顧問及び名誉顧問は、部の運営に適切な助言を与える。

5 師範及び師範代は、部員の弓技の向上のための指導を行う。

6 監督は、師範及び師範代の下で部員の弓技の向上のための指導を行うとともに、適切な助言を与える。

第七条 この部に、幹部を置き、次の学生役員をもって充てる。

- 一 主将 一名
- 二 副主将 二名（男女各一名）
- 三 主務 一名
- 四 会計 一名
- 五 庶務 一名

2 主将は、部員及び前第五条第3項第一号及び第二号に掲げる準部員を統率し、規則に則して前第三条の目的を遂行する。

3 副主将は、主将を補佐し、主将に支障あるときはその職務を代行する。

4 主務は、この部の運営に関する事務一般を行う。

5 会計は、この部の経費を管理する。

第八条 この部に、この部の経費を監査するため、次の学生役員を置く。

一 会計監査

第九条 前第七条第1項及び前第八条の学生役員の任期は、一月一日より一年とする。ただし、再任は妨げない。補欠による幹部の任期は、前任者の残任期間とする。

第二〇条 前第六条第1項に定める役員の任期は、定めない。

第二一条 部長及び副部長は、本学教職員の中から指導部会において選出するとともに幹部会に報告する。

第二一条 幹部会は、次の場合部員の中から主将候補者を選考する。

- 一 主将の任期が満了するとき
- 二 主将が辞任を申し出たとき
- 三 主将が欠員となったとき
- 2 部会は、幹部会の選考の結果に基づき主将候補者を承認し、部長に報告する。

第二二条 幹部会は、次の場合役員を選考する。

- 一 前第七条第1項第一号から第五号の学生役員の任期が満了したとき
- 二 前第七条第1項第一号から第五号の学生役員が辞任を申し出たとき
- 三 前第七条第1項第一号から第五号の学生役員が欠員となったとき
- 2 幹部会が部員の中から選考し、部会の承認を得る。

指導部会、部会及び幹部会

第二三条 この部に、指導部会を置く。

- 2 指導部会は、前第六条第1項の役員をもって構成する。
- 3 指導部会は、部長が必要と認めるときに役員を召集し、開催する。
- 4 前第六条第1項第三号から第七号の役員は、本学教職員又は弓道部の運営に相当と認められる者を、指導部会において選考し、

委嘱するとともに幹部会に報告する。

5 この部会には、部長が必要と認められた者を出席させて、意見を聴取することができる。

第二四条 この部に、部会を置く。

2 部会の構成員は、次のとおりとする。

一 部員

二 前第五条第3項第一号及び第二号の準部員

三 前第一号及び第二号の他幹部会で認められた者

3 部会は、最高決議権を有し、次に掲げる事項を審議する。

- 一 規則の改正
- 二 学生役員の任命及び罷免
- 三 部会において幹部を除く出席部会構成員の四分の三以上の同意をもって重要事項と指定された事項
- 四 主将が重要事項と認めた事項
- 五 幹部会における決定事項
- 六 その他重要事項

4 主将は、部会を召集し、その議長となる。

5 主将に事故あるときは、主将があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 部会は、部会構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8 主将が必要と認められた場合には、部会構成員以外の者を出席させることができる。ただし、議決には加わらない。

第二五条 部会に、前第三条の目的を達成し、かつ部の円滑な運営を図るため幹部会を置く。

2 幹部会は、前第七条第1項の学生役員をもって構成する。

3 幹部会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 各種大会への出場及び選手の選出
- 二 部員の入部、退部及び休部
- 三 部員の懲戒
- 四 練習内容

- 五 その他、前第三条の目的の達成に必要な事項
- 四 主将は、幹部会を召集し、議長となる。
- 五 主将に事故あるときは、副主将がその職務を代理する。
- 六 幹部会は、幹部の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 七 議事は、出席幹部の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 八 主将が必要と認めた場合には、幹部以外の者を出席させることができる。ただし、議決には加わらない。

#### 入部、退部、休部及び懲戒

- 第一六条 この部に入部しようとする者は、所定用紙に必要な事項を記入し、幹部会に申し込む。
- 2 幹部会は、入部の可否を審議し、決定する。
- 第一七条 この部を退部しようとする者は、退部届を主将に提出する。
- 2 幹部会は、退部の可否を審議し、決定する。
- 第一八条 休部を希望する者は、休部届を主将に提出する。
- 2 幹部会は、休部の可否を審議し、決定する。
- 3 休部期間は一年間を上限とし、甲種部員以外の者は休部できない。ただし、幹部会が正当な理由を認めた場合は、この限りではない。
- 4 休部期間中は部費を納入しなければならない。ただし、鳥取大学弓道部の部室、施設及び弓具等の使用は禁止する。
- 第一九条 幹部会は、部員が次の行為を行ったとき懲戒することができる。
  - 一 弓道部員としての責任を全うしなかつたとき
  - 二 この部の秩序を乱す行為を行ったとき
- 2 この懲戒には、退部命令も含まれるものとする。

#### 会計

第二〇条 この部の経費は、次のものをもって充てる。

- 一 教育学部、医学部、農学部及び工学部の各学生自治会予算
- 二 部費
- 三 副時部費（カンパ）
- 四 大学当局の補助金
- 五 OBからの補助金
- 六 体育会からの補助金
- 七 その他収入

第二一条 次に掲げるものは、部費を納入しなければならない。

- 一 部員
  - 二 前第五条第3項第一号及び第二号の準部員
  - 三 幹部会が認めた者
- 2 前第1項については、別に定める。
- 3 次に掲げるものは幹部会が認める場合に限り、その該当資格を失うまで部費及びその他の諸経費の納入を猶予する。
  - 一 部員
    - 二 前第五条第3項第一号及び第二号の準部員
  - 2 入部を許可された者は、入部金を納入しなければならない。
  - 3 前第1項については、別に定める。
- 2 前第1項については、別に定める。
- 3 会計は、毎年度一回会計報告を行わなければならない。
- 3 会計報告に際しては、会計監査を受けなければならない。

#### 雑 則

- 第二四条 弓道部の部具、その他弓道に必要な物品は、主将が管理する。
- 2 部員各自は、それぞれの弓具を責任をもって管理しなければならない。
- 第二五条 この部に霞会を置き、正規の練習以外の活動を通して、部員相互の親睦を図ることを目的とする。

2 霞会の開催に際して、会費を納入しなければならない。ただし、正当な理由なくして不参加のときは、その会費の半額を納入することとする。

## 第二七条

この部は、鳥取大学体育会弓道部OB会の事務局を置く。

2 幹部会は、OB会の委託を受けてその事務を取り扱う。

3 幹部会にその事務を取り扱う学生役員を置く。

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則

1 この規則中第六条第1項に掲げる部長及び副部長は、鳥取大学学生部の定める顧問教官にあたる。

2 この規則中第六条第1項第三号から第七号までの役員は、鳥取大学体育会弓道部が定めたものである。

附 則

この規則は、平成二二年四月一日から施行する。

この規則は、昭和四四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。